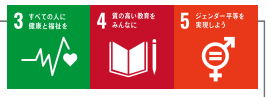
政策 3　人にやさしい思いやりのあるまち

施策 1



子どもが健やかに成長できる環境をつくる

前期基本計画での取組状況

妊娠期から子育て期にわたる子育て世代の様々なニーズに対応するため、本庁舎及び母子健康センター内の「くまっこるーむ」を相談窓口として、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置し、子育て関連部署と連携し、切れ目のないサービスの提供を実現しました。

平成 29（2017）年度から専任職員が配置された民間の子育て支援拠点 3 か所では、子育ての悩みを相談できる利用者支援事業を開始し、子育て世代包括支援センターや関係機関等と連携を図ることで、多様な児童相談への迅速な対応が実現されました。

また、市内 19 か所の地域子育て支援拠点を取りまとめている熊谷市地域子育て支援拠点連絡会くまっしぇが、「くまっしぇ発　育自ポータルサイト」を立ち上げ、インターネットを利用した子育て支援を開始し、外出が困難な子育て世帯に対しても子育て支援が可能となりました。

令和 4（2022）年度からは、増加する児童虐待に対応するため、こども課に子ども家庭総合支援拠点を機能設置し、児童相談体制の強化を図りました。保育所等においては、保育ニーズの高い 3 歳未満児を預かる地域型保育事業を行う 3 施設を整備し、定員を 43 人増加させました。

また、放課後児童クラブについては、待機児童数が多い小学校区を中心に 9 か所を整備し、定員を 320 人増加させました。



〔くまっこるーむ相談の様子〕



〔地域子育て支援拠点〕

現状

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援拠点の更なる充実を目指し、地域社会や関係機関との相互連携・協力を図るとともに、児童虐待やヤングケアラーの問題に対しては関係機関と連携・情報共有し、多方面から支援ができる体制の強化を図っています。

また、老朽化が進行している保育所や保健施設の再編と、子育て・保健に係る機能の充実及び連携強化を目指し、令和８（2026）年度に開設を予定する「熊谷市子育て支援・保健拠点施設」の整備を進めるとともに、保育所では待機児童数ゼロの継続を、放課後児童クラブでは待機児童の解消を目指し、施設整備を行っています。

課題

児童の心身に重大な影響を与える児童虐待は増加傾向にあり、早期発見と予防に向けた児童相談体制の更なる強化や、顕在化されにくいヤングケアラーへの支援として、関係機関や子育てに取り組むＮＰＯ団体等とともに、早期発見、適切な支援を円滑に実施していくことが必要です。

また、施設の老朽化に対応するため、新たな保育所の整備など、「熊谷市個別施設計画」に位置付けられた事業を推進するとともに、私立保育所等の更新についても、支援を行うことが必要です。

今後の保育ニーズの動向を注視し、駅前保育ステーションの拡充、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児への対応など、多様な保育ニーズに応えていく必要があります。

基本方針

本市の子育て世代が安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを目指します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
地域子育て支援拠点　年間利用者数	95,693人	100,000人	45,975人（令和４年３月）	50,000人（120,000人）
待機児童数　保育所（園）等	29人	0人	0人（令和４年４月）	0人（0人）
待機児童数　放課後児童クラブ	71人	0人	131人（令和４年４月）	0人（0人）

施策の体系

子どもが健やかに成長できる環境をつくる
- 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う
- 2 子どもが健やかに成長できる環境を整備する

単位施策１ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う

単位施策の概要

家庭や地域社会とのつながりの希薄化による育児の孤立感・不安感を解消し、多様な子育て相談に早急に対応するため、ワンストップ窓口やインターネットを利用した子育て支援情報の発信、子育て相談等の様々な手法で、ニーズに合った支援策に確実につなげ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、要保護児童、要支援児童やその保護者への支援とともに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。

主な取組

・熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備（再掲）
・子育て世代包括支援センター及び子育て支援拠点の充実
・こども医療費の助成
・ひとり親家庭の自立支援
・ヤングケアラー等、多様な児童相談体制の整備
・子育てアプリ「熊谷市ワクチン＆子育てナビ」の活用促進



〔子育てアプリ「熊谷市ワクチン＆子育てナビ」〕

単位施策２　子どもが健やかに成長できる環境を整備する

単位施策の概要

保育所（園）、放課後児童クラブの利用ニーズに合わせ、質と量の両面から、子どもたちの健やかな成長と子育てを社会全体で支えていきます。

主な取組

・（仮称）中央保育所の整備
・保育所の老朽化対策の推進
・熊谷駅周辺における保育ステーションなどの拡充
・放課後児童クラブの整備と老朽化対策の推進



〔熊谷市子育て支援・保健拠点施設内の
（仮称）こどもセンターのイメージ図〕



〔（仮称）中央保育所のイメージ図〕

施策 2

高齢者が暮らしやすい環境をつくる

前期基本計画での取組状況

高齢者の生きがいの場を広げるため、長寿クラブの活動を支援するとともに、スポーツや芸能の大会等を開催したほか、介護予防を促進するため、地域包括支援センターと連携し、ニャオざね元気体操のリーダー役となる介護予防サポーターを養成し、住民主体の通いの場を増加させました。

また、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進するため、在宅医療と介護の連携により入退院の支援ルールを定めるとともに、あんしんコールの取組や軽度生活援助などを実施することにより、生活支援のサービス向上が図れました。

現状

令和４（2022）年４月１日現在、本市の 65 歳以上の高齢者は 58,183 人であり、高齢化率は 30.1% となっています。

高齢化の急速な進行に伴い、単身の高齢者や高齢者のみの世帯の増加・孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担の増加、高齢者虐待などへの対応等、支援ニーズも年々増大しています。

また、現役世代が急激に減少する中で、高齢者が社会で生きがいや役割を持って生き生きと活躍ができるよう、本市では介護予防・フレイル予防を強化し、健康寿命の延伸に取り組んでいます。

課題

「老老介護」、「老障介護」及び「8050 問題※」等、高齢化の進展に伴い複雑化・複合化する様々な問題がある中で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることが必要であるとともに、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしや生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」の実現を図ることが必要です。

また、介護予防・フレイル予防を推進していくためには、引き続き介護予防に役立つ住民主体の通いの場を増やして活動を広げるとともに、活動の中心を担う人材や支援をする人材の確保・育成を進めていく必要があり、活動を効果的・効率的なものにしていくために、地域の多様な専門職の適切な関与が必要です。

※8050 問題　80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組合せによる生活問題。80 歳代の親が 50 歳代の子どもと同居して経済的に支援する状態。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも健康で生きがいのある生活を継続するために、高齢者を社会全体で支える地域づくりを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
認知症サポーター養成数	16,056人	30,000人	25,058人（令和４年３月）	42,000人（42,000人）
ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）実施会場数	５か所	30か所	44か所（令和４年３月）	100か所（50か所）

施策の体系

高齢者が暮らしやすい環境をつくる
- 1　高齢者の生きがいの場を広げる
- 2　介護予防を促進する
- 3　高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進する

単位施策１　高齢者の生きがいの場を広げる

単位施策の概要

高齢者の趣味や教養を高めるため、長寿クラブ活動を支援するとともに、既存施設の有効活用を図り、高齢者の生きがいづくりと交流活動を推進します。

主な取組

・長寿クラブ活動への支援
・老人福祉センター等の利用促進



〔ゲートボール大会〕

単位施策２　介護予防を促進する

単位施策の概要

住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を推進します。

主な取組

・訪問・通所サービスの充実
・一般介護予防に向けた取組の推進

単位施策３　高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進する

単位施策の概要

高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進するとともに、住民が担い手となる活動や多様な主体によるサービスの提供を推進します。

また、認知症に対する理解と見守りの体制づくりを推進し、総合的な支援に努めます。

主な取組

・地域包括支援センターとの連携
・在宅医療・介護の連携推進
・生活支援サービス事業の推進
・認知症対策の推進
・ケアラー支援等の推進



〔ニャオざね元気体操〕



〔高齢者芸能大会〕



〔高齢者趣味の作品展〕



〔グラウンド・ゴルフ大会〕

施策 3

障害者が暮らしやすい環境をつくる

前期基本計画での取組状況

障害者が地域で生活していく上での不安や悩みなど、様々な相談に対応する総合的な窓口として、熊谷市障害者基幹相談支援センターを開設し、相談体制を整備しました。

また、医療的なケアが必要となる重症心身障害児・者を介助する家族の精神的及び身体的な負担の軽減を図るために、レスパイトケア※を拡大しました。

現状

令和３（2021）年度末で、本市人口のおよそ 4.7%にあたる約 9,100 人が障害者手帳を所持しており、障害者が社会参加の機会を確保できるよう、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいます。また、「熊谷市障がい者支援計画」の基本理念に基づき、障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりの実現に努めています。

課題

障害児・者が地域の一員として安心して暮らすために、障害に対する地域の認識と理解、障害福祉サービスの充実が必要です。

また、障害者が地域で暮らすためには、経済的な自立も必要であり、一般就労を希望する障害者には、その適性に応じて能力を発揮できる支援、就労後の定着支援が今後も課題になります。

障害福祉サービスの利用は毎年増加しており、中でも、高齢の親が障害のある子を介護している「8050 問題」への対応、恒常的に医療的ケアが必要である障害児・者やその家族への支援、障害や疾病等により援助を必要とする親族等に対して、無償で家族等身近な人が援助を提供するケアラーへの支援が新たな課題として挙げられます。

基本方針

障害者が住み慣れた地域で、個人として尊重されるとともに、生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる環境づくりを推進します。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
就労系事業所の利用者数（就労移行支援・就労継続支援）	430 人	660 人	494 人（令和４年９月）	710 人（710 人）
共同生活援助の利用者数（グループホーム）	140 人	210 人	251 人（令和４年９月）	300 人（300 人）

※レスパイトケア　乳幼児や障害児・者、高齢者などの介護にあたる家族が、一時的に介護から解放されるよう、代理の機関や公的サービスなどが一時的に介護等を行う家族支援のこと。

施策の体系

障害者が暮らしやすい環境をつくる
- 1　障害者の自立と社会参加を支援する
- 2　障害者への福祉サービスを充実させる
- 3　障害児・者への途切れない支援を推進する

単位施策１　障害者の自立と社会参加を支援する

単位施策の概要

障害者が生きがいを持ち暮らしていくため、就労の場を確保し定着するよう支援するとともに、社会参加の支援を進めます。

主な取組

・雇用の場の拡大
・就労支援施策の推進
・社会参加の促進

単位施策２　障害者への福祉サービスを充実させる

単位施策の概要

障害者が地域の一員として安心して暮らしていくために、地域に障害の特性に対する正しい認識と理解を深めてもらうと同時に、日中活動や地域生活支援等の福祉サービスの充実を図ります。

主な取組

・障害に対する正しい認識と理解の促進
・権利擁護の取組の推進
・福祉サービスの充実

単位施策３　障害児・者への途切れない支援を推進する

単位施策の概要

幼児期から青年期を通して、保健、教育、保育の各分野と連携した支援を進め、成年後も途切れることがないように継続した支援を推進します。

主な取組

・保健・療育・医療体制の整備
・障害児・者教育及び障害児保育の充実
・相談体制の整備
・ケアラー支援等の推進

施策 4

地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる

前期基本計画での取組状況

関係機関との連携では、民生委員・児童委員に対し活動が円滑に行われるよう必要な情報提供や研修等の充実に努めるとともに、民生委員の役割や活動について理解を深めてもらうため、地域住民に対し広報啓発を行っています。また、構成団体である民生委員児童委員協議会に対しては、研修会への参加費や活動費を助成するなどの支援を行っています。

さらに、社会福祉協議会への助成により、福祉サービスの充実を図るとともに、民生委員や自治会、民間事業者等とも連携した見守りネットワークの活用により、地域住民を支える取組を推進しました。また、先行きが見通せない経済状況を反映し、増加傾向にあった生活困窮者に対しては、段階的にセーフティネットを活用することで、自立支援を行いました。

子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策や、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度については、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報を得られるよう情報提供に努め、制度の周知を図りました。

現状

少子高齢化、単身世帯の増加が進んでいる状況においては、地縁や血縁の希薄化が進み、育児・介護・障害・貧困等の多様で複雑な問題を抱える世帯が多くなっている傾向にあり、「8050 問題」やひきこもりなど、様々な問題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい経済情勢が依然として続いています。生活保護世帯数は、令和４（2022）年４月１日現在 1,891 世帯で、ほぼ横ばいの状態が続いていますが、全体の約６割を占める高齢者世帯は引き続き増加傾向にあります。

本格的な超高齢社会の到来を迎え、要介護認定者についても増加し、介護サービス需要の更なる増加が見込まれています。

課題

地域のあらゆる関係機関がそれぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、支援をしていくことが重要であり、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民生委員や自治会等との連携を充実させるとともに、地域を支える人材の育成と活動を支援していくことが必要です。

生活上の困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるようにすることが必要であるとともに、介護サービス需要の更なる増加が見込まれる中、真に必要なサービスを適切に提供できる環境を整備することが必要です。

また、「我が事・丸ごと」地域共生社会を目指し、地域における住民相互のつながりを再構築し、相談支援体制の整備や地域づくりを推進する必要があります。

そして、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するとともに、子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策や、各種社会保障制度の周知を図っていく必要があります。

基本方針

少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、多様化・複雑化した問題に対応するため、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民生委員や自治会等との連携を充実させるとともに、地域を支える人材の育成と活動を支援します。

また、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するとともに、子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知に努めます。

あわせて、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度の周知を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
民生委員等による見守り実施件数	49,763件	55,000件	37,624件（令和４年３月）	60,000件（60,000件）
生活困窮者自立相談支援件数	177件	450件	1,565件（令和４年３月）	600件（600件）

施策の体系

地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる
- 1　関係機関との連携、支援を推進する
- 2　社会保障制度を適正に運用する

単位施策１　関係機関との連携、支援を推進する

単位施策の概要

社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター、地域福祉を支えている団体や自治会等、地域の関係機関や人材・活動を支援し、連携を強めます。また、様々な複合課題を抱える世帯への支援を行うため各相談機関との連携を強化し、縦割りの支援から包括的に支援を行う体制へ転換を図ります。

主な取組

・民生委員活動の推進
・社会福祉協議会との連携
・見守りネットワークの活用
・地域貢献活動への支援
・総合相談支援体制の整備
・成年後見制度の利用促進

単位施策２　社会保障制度を適正に運用する

単位施策の概要

福祉施策の周知に努めるとともに、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援する関係機関等につなげ、セーフティネットを段階的に活用します。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度を周知し啓発します。

主な取組

・生活困窮者及び生活保護受給者の自立支援
・子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知
・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度の周知



〔あんしん市場〕



〔民生委員活動〕